

岩手県企業局管理規程第3号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

岩手県企業局長 菅原伸夫

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(随意契約によることができる額)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額<u>の年2.9パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(随意契約によることができる額)</p> <p>第16条 [略]</p> <p><u>(特定の随意契約に係る手続)</u></p> <p>第16条の2 契約担当者は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定に基づき随意契約により物品等を調達しようとするときは、あらかじめ発注見通しを公表するものとする。</p> <p>2 契約担当者は、前項の公表があった日から随意契約に係る見積書を徴する前までに調達しようとする物品等の種類、量等を、当該随意契約を締結した日以後に契約の相手方等を公表するものとする。</p> <p>(違約金)</p> <p>第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、<u>契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.8パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。